

# 全員協議会会議録

- 1 日 時 令和6年6月14日（金） 13時30分開会 14時30分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 山本奈央・田村幸紀・只野敏彦・川上 均・中河つる子・鈴木孝寿・橋本晃明・桜井崇裕・佐藤幸一・西山輝和・中島里司・深沼達生・議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 町長：阿部一男、副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦、企画課長：鈴木 聡、同企画統計係長：青砥大将、商工観光課長：前田 真、同補佐：藤田晴紀
- 6 議 件
  - (1) 町長からの申し出事項について
    - ①職員給与に係る損害賠償請求控訴事件について
    - ②清水町人口ビジョン・総合戦略における令和5年度実施事業評価について
    - ③埼玉県深谷市との連携及び協力に関する協定について
    - ④北海道清水町と株式会社タイミーとの包括連携協定について
  - (2) 意見書案の協議について
    - ①厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書（案）
    - ②2025年度地方財政の充実・強化に関する意見書（案）
    - ③2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）
    - ④ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）
  - (3) 議会運営委員会からの報告事項について
    - ①6月定例会議案の審議方法について
  - (4) その他
    - ①議員会の事業について
- 7 会議録 別紙のとおり

【開会 13:30】

(1) 町長からの申し出事項について

山下議長：只今より全員協議会を開催する。今日は町長からの申出事項と、意見書の関係の協議をさせていただきたいと思う。町長から最初に挨拶をいただく。

町長（阿部一男）：先程までの議会、誠に疲れ様。お疲れのところであるけれども、全員協議会ということで私の方から4件について説明をさせていただくので、どうぞよろしくお願いいたします。順次、担当課、担当者よりお話をするのでよろしくお願いいたします。

①職員給与に係る損害賠償請求控訴事件について

山下議長：それでは申し出事項4つある。それぞれ説明をいただいて、そのあとに質疑の場を設けたいと思うので、執行側から説明をお願いします。

総務課長（神谷昌彦）：【資料に基づき説明】

山下議長：4件について説明した後質疑という話をしたが、それぞれ担当違うので、まず1点目、これについては補正予算も絡むので補正予算の説明をお願いします。

副町長（山本 司）：何も資料ないけれども、補正予算について、一般会計補正予算、追加提案させていただき概要についてお話する。総務費で只今説明した、損害賠償請求事件の解決金180万円の追加と、弁護士費用40万1,000円の追加がある。2点目として、農林業費で小麦、大豆の生産技術向上のための機械導入等経費が国の補助内示を受けたことから、6,885万8,000円の追加になる。3点目、商工費で日高山脈襟裳十勝国立公園指定を祝う懸垂幕を作成する経費として、16万5,000円の追加がある。4点目、教育費でアイスアリーナの備品として、ウェットクリーナーという機械、水分を吸い取る掃除機のようなもの、その故障による更新で39万2,000円の追加、同じく教育費で図書の購入寄付1件あったので、図書購入費5万4,000円の追加。以上が一般会計の補正予算の内容となる。議案については作成中で、18日の朝、机上に配布をさせていただきたいと思っている。

山下議長：只今1つ目の職員給与に係る損害賠償請求控訴事件についての説明、提案、それに伴った補正予算、プラス4件の補正予算を追加で提案したいということで、18日に補正予算ができ上がるという話であった。それぞれ総務課長と副町長から説明があったが、特に確認事項あるか。

中島議員：職員給与に関わることだが、今ここに出ている裁判に応じた費用ということで、50万云々と出ているが、控訴審にかかった分ということで、1回目は完全に町側が勝訴したと理解しているが、そういうことでよろしいと思う。それで、その前にかかった費用はどうなっているのかということを知りたい。

山下議長：只今この控訴審についての費用ということで、それ以前の費用についてはどう

いうことになっていたのかという部分での説明をお願いします。

副町長：第1審のときの費用であるが、着手金として37万2,900円、報酬金として79万2,000円、合わせて116万4,900円、これが1審のときの経費としてかかっている。

中島議員：今言った116万4,900円については、第1審では完全に何と云うか請求された側ではなくて、町側に有利な判決が出てということ。この分については相手方持ちということ、町では116万4,900円の支出はしていないのだろうか。

副町長：1審のときの経費については、もうすでに町として116万4,900円を支払っている。確かに、1審では原告の請求を棄却するというので、町としては勝訴したけれども、弁護士費用、訴訟費用はそれぞれ負担するという事になっているので、弁護士費用は当然清水町が雇った弁護士の経費については清水町が払うということ、もうすでに4年度、5年度で支払いをしている。

山下議長：他、確認事項あるか。

鈴木議員：その部分、すでに払った費用だと見た瞬間に1枚で帯広でやったのと高裁でやったのでわかるように、弁護士費用を掲載していただくことはできるか。こういう資料は残るので、ネットで見られるのでやった方がよろしいと思う。その部分で記載は、要は弁護士費用とか裁判費用でいくらかかったのかというのはすぐわかるような形に。今回のやつだけであれば50万2,683円だけど、合わせてどのぐらいかかっているというのは、書かざるをえないと思う。逆に書いてくれた方が町民にわかりやすいと思うので、その記載をお願いしたいと思う。

山下議長：この部分の資料にプラスして、前回の部分も表記した方がよろしいということで、そういった資料に変更は可能かどうか。

副町長：議案としての提出になるので、今回の全員協議会の資料は統一して整理させていただきたいと思う。今お話した114万9,000円が足されるということでご理解をいただければと思う。そうすると、今回の2審のときの損害賠償請求額というのが、383万9,694円ということで、下線が引かれているが、1審のときの請求額というのが変わってくる。1審のときの参考までに請求額というのが、498万6,825円となる。どうして増えているかということ、原告が今4名であるけれども、1審のときは5名いたので、そういった分の経費で、請求額もその当時は高かったということで、合わせて参考にしていただければと思う。

山下議長：他に確認事項なければ、この①については18日に追加提案されることをご承知おきいただきたいと思う。プラス農林業費、国立公園化の幕、アイスアリーナの部分、図書購入の寄付といった部分が追加補正で出されるということをご承知おき願う。1番目の提案事項についてはこれで終了をさせていただく。暫時休憩する。

【休憩 13：46】

【説明員交代 13：46】

【再開 13：46】

②清水町人口ビジョン・総合戦略における令和5年度実施事業評価について

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。申出事項の2点目、説明をお願いします。

企画課長（鈴木 聡）：【資料に基づき説明】

企画課企画統計係長（青砥大将）：【資料に基づき説明】

③埼玉県深谷市との連携及び協力に関する協定について

山下議長：只今町長部局から人口ビジョン関係の説明があった。これについて何か確認事項あるか。なければ2番については終わりとしたと思う。続けて3番目の申し出事項について説明をお願いします。

企画課長：【資料に基づき説明】

山下議長：只今3点目の深谷市との連携協定について説明があった。特に確認事項、質疑等あれば。なければ3点目については終了とさせていただきます。暫時休憩する。

【休憩 14：09】

【説明員交代 14：09】

【再開 14：10】

④北海道清水町と株式会社タイミーとの包括連携協定について

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。続いて4点目の申出事項、清水町とタイミーとの包括連携協定について説明をお願いします。

商工観光課長（前田 真）：【資料に基づき説明】

山下議長：只今4点目のタイミー社との包括連携協定について説明があった。特に質疑、確認事項あれば。

川上議員：私としては、町としてなぜこのようなことをやるのか非常に懐疑的である。というのは、タイミーというのはあくまでもその時のアルバイトなので、結局こういう人が増えると、不安定雇用労働者が増えるだけであって、町にとっては何もいいことはない。社会保険にも入らないし、そういう部分では、町が率先してやる必要があるのかどうか。それともう1つは、非常にトラブルが多いと、労働問題の、そういう分、例えばトラブルがあったときは町が解決するのかどうするか、その辺の考えをお聞きしたいと思う。

商工観光課長：今全くメリットがないというお話をしたが、それはちょっと違うということでは言わせていただく。清水町内の事業者は人手不足で悩んでいる。それは商工会と懇談をしたときにも伝えられるし、農協という組織を通じても出面さんをはじめとするワーカーが少ないという話を聞いている。働き方にもいろいろな働き方があって、このタイミーというサービスが全国的に発展しているという事実から目を背けてはいけなさと考えている。1日単位で勤務条件通知を出すという、私どもの世代にとっては想像しにくい働き方であるけれども、川上議員が話したように確かに社会保険の適用にならない範囲での隙間時間を活用したアルバイトである。ただ、アルバイトを通じて事業者とワーカーが人間関係を結べたときには、引き抜きというものが認められているものである。今まで清水町に注目して

こなかったワーカーたちが、この仕組みを通して清水町で働き、事業者や生産者と繋がって、さらに正規雇用に繋がるということを期待して行うものであって、決して1つもメリットがないということは感じていない。そういった意味で町とタイミー社、或いは町内経済界というのが一緒になって連携するということを理解していただきたいと思う。

山下議長：他にないか。なければ4番目については終了したいと思う。暫時休憩する。

【休憩 14：20】

【説明員退席 14：20】

【再開 14：21】

## (2) 意見書案の協議について

- ① 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書（案）
- ② 2025年度地方財政の充実・強化に関する意見書（案）
- ③ 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。続いて意見書の関係である。今回総務産業の方から4本出てきている、説明をそれぞれ願います。

中河議員：意見書の協議についてである。4本あるが、厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書、2025年度地方財政の充実・強化に関する意見書、2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書である。これについて、3番目まで、3件の請願について委員会での審査結果については、6月13日の本会議において採択を報告し、報告のとおり採択と議決されたところである。意見書について協議した結果、別紙のとおりとしたいと思うので、皆様の確認をお願いしたいと思う。

山下議長：只今委員長から意見書を求める請願の採択に基づく意見書が3件採択されたということで、それに基づいた意見書案が作成されたところである。この意見書案について何か質問、確認事項あれば。よろしいか。

（「はい」との声あり）

- ④ ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）

山下議長：それでは請願に基づく3件については、採択が終わっているので意見書の内容の確認は後日それぞれで行っていただきたいと思う。続いて意見書もう1件ある。これは道議長会からの要請によるものである。委員長から報告願う。

中河議員：北海道町村議会議長会からの要請によるゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の施策の充実・強化を求める意見書についてあるが、これについては、委員会で協議した結果、別紙のとおり意見書を提出して参りたいと思うので、皆様の確認をお願いしたいと思う。

(3) 議会運営委員会からの報告事項について

① 6月定例会議案の審議方法について

山下議長：4つ目の意見書である。これについては道議長会から来ており、このように意見書を出したいということでもよろしく願います。何もなければこれはこのとおり意見書を提案させていただきたいと思う。意見書については4件、18日に提案となるので、それぞれよろしく願います。続いて3点目、議運からの報告事項が6月定例会の議案に関して、審議方法について提案がある。

橋本議員：先程町長からの申し出事項の中で、1番目に説明を受けて、議長の進行で了承されている部分ではあるけれども、改めて6月定例会において、1の(1)の①で説明のあった、職員給与に係る損害賠償請求控訴事件についてと、それに関わる一般会計補正予算2号の2件について、本定例会において18日議会最終日に審議するということを協議したので報告する。

(4) その他

山下議長：只今報告あったとおり、18日に追加補正、それから和解の議案が提案されるということで18日に審議をよろしく願います。議運からの報告は以上である。その他ということで議員会からの事業について報告がある。

中島議員：議員会からのお願いである。すでに皆さんへ連絡が済んでいるが、18日定例会終了後、午後2時から委員会対抗パークゴルフ大会を予定しているので、皆さんの出席、参加をよろしく願いたいと思う。終了後、懇親会も予定しているので、併せて参加をよろしく願いたいと思う。

山下議長：今回全員協議会で用意していた部分はすべて終了した。その他なければ以上で本日の全員協議会を終了する

【閉会 14：30】